

# 令和8年度価格転嫁の円滑化促進事業業務委託 企画提案仕様書

## 1 委託事業名

令和8年度価格転嫁の円滑化促進事業

## 2 事業目的

- (1) 県内企業における円滑な価格転嫁の促進及び価格転嫁・交渉に向けた支援
- (2) 県内関係機関との連携による価格転嫁促進の機運醸成
- (3) 県内企業におけるパートナーシップ構築宣言企業数の拡大

## 3 現状・課題

県内中小企業は、原材料価格の高騰や人手不足等により、厳しい経営環境に置かれている。このような中、県内産業における持続的な賃上げの環境を整備するためには、価格転嫁の促進を図ることが重要である。

県では、円滑な価格転嫁を促進するため、これまでパートナーシップ構築宣言企業の拡大に向けた働きかけや、企業向けのセミナーの開催、経済団体等と連携した普及啓発等に取り組んでいる。県内における価格転嫁は着実に進みつつあり、中小企業庁が令和7年9月に実施した価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果では、本県の価格転嫁を実施した受注企業の価格転嫁率は54.2%と、全国平均の53.5%を上回っている。

一方では、価格転嫁を必要とする事業者が、コストを価格に転嫁できていない実態もある。国の調査結果では、価格転嫁に応じた県内発注企業の転嫁率（55.1%）より価格転嫁を実施した受注企業の転嫁率（54.2%）が低い状況であったことから、受注企業の価格転嫁率が上がるよう更なる対策が必要である。

## 4 履行期限

令和9年3月16日（火）

## 5 事業内容

受託者は、以下の(1)及び(2)に掲げる業務の実施並びにそれらに附随する一連の業務を実施するものとする。

### (1) 価格転嫁・交渉に係るセミナーの開催

県内企業の価格転嫁・交渉に係る理解促進を図るため、価格転嫁の進め方についての基礎的な知識やノウハウ、価格交渉のポイント、原価計算の手法等の習得や価格交渉力の向上に関するセミナーを企画し、開催する。セミナーの要件は、次のとおりとする。

ア 開催回数は、ハイブリッド開催7回及びオンライン開催1回とすること。

イ セミナーの周知及び参加者の募集は、関係機関等と連携しつつ受託者が行うこととし、効果的な周知方法について提案すること。なお、県は次に掲げる方法により周知に協力することができる。

(ア) 商工会、商工会議所、県商工会連合会及び県中小企業団体中央会へのメールによる周知

(イ) 価格転嫁サポーターによる事業者への周知

(ウ) 県ホームページへの掲載

(エ) 県公式Facebookへの投稿

ウ ハイブリッド開催の開催地は、鹿児島地域、南薩地域、北薩地域、姶良・伊佐地域、大隅地域、熊毛地域及び大島地域とし、各地域において参加者の利便性に配慮した会場を設定すること。

エ ハイブリッド開催セミナーのプログラムは、価格転嫁の必要性、取組の進め方、好事例の紹介等を含み、参加者の価格転嫁に向けた理解促進及び意識醸成に資する内容を提案すること。

また、B to BとB to C双方の事業者の参加が見込まれることから、B to BとB to Cそれぞれの価格転嫁の手法が学べる内容となるよう努めること。

オ ハイブリッド開催セミナーの所要時間は120分以上とすること。また、セミナー終了後には、事前申込み制による価格転嫁に関する個別相談に対応する時間を概ね1時間程度設けること。

カ オンライン開催セミナーのプログラムは、ハイブリッド開催セミナーの受講者等が、原価計算の手法について、より実践的に学ぶことができる内容を提案すること。

キ オンライン開催セミナーの開催時期は、ハイブリッド開催セミナー参加者が受講できるよう、ハイブリッド開催の実施時期を踏まえて設定すること。

ク セミナー終了後は、理解度や満足度等を把握するためのアンケートを実施し、その結果を集計・分析すること。また、セミナー終了後の価格転嫁に向けた取組状況等を確認するため、適切な時期に受講者を対象としたフォローアップ調査を実施すること。

ケ 各回の参加者数、アンケートにおける満足度等について目標を設定し、達成に努めること。

## (2) 価格転嫁・交渉等の促進に係る広報の実施

9月及び3月の価格交渉促進月間に合わせ、価格転嫁・交渉の普及啓発を図るため、事業者及び県民向けの広報を実施すること。なお、広報の実施に当たっては、事業者向け及び県民向けの対象を踏まえた内容とし、効果的な媒体及び手法について提案すること。

## 6 業務実施状況報告

受託者は、県の要請や必要に応じて、適宜、県への業務実施状況報告に努めることとする。

## 7 実績報告

受託者は、下表「成果物」欄に掲げる成果物を、「納品期限」欄に掲げる時期までに納品すること。

(1) 提出成果物及び納品期限

	成果物	納品期限	提出方法
1	委託事業実施報告書*1、*2	R9.3.16（火）	紙媒体1部及びPDF形式
2	セミナー周知用資料	完成後直ちに	PNG形式及びPDF形式
3	セミナー実施報告書（速報）	各回のセミナー 終了後2週間	PDF形式

\*1 委託事業実施報告書は、県が改変等した上で公開することを前提に作成すること。なお、改変等不可能なデータ等を使用する場合には、報告書における該当箇所、知的財産権の所在を附記した改変等不可能なデータのリストを作成するとともに、当該箇所を除いた公開可能な事業報告書も別途作成して納品すること。

\*2 委託事業実施報告書には、5(1)のセミナーで使用した資料（講義資料）及び5(2)の広報物を含む。

(2) 提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課

## 8 その他

(1) 事業の実施体制

事業の実施に当たっては、本事業の趣旨を十分に理解し、業務の遂行を十分なし得る知識と経験を有する者を従事させることとし、必要かつ適切な人員配置を行うこと。異動等により担当者に変更が生じる場合は、その旨直ちに報告すること。

(2) 仕様書に記載のない事項等に係る取扱い

本仕様書は、受託者に求める最低限の基準を示したものであるため、受託者は、仕様書に記載のない事項であっても、事業を遂行するために必要な業務を実施すること。また、本業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、その都度、県と受託者の両者で協議を行った上で決定するものとする。

(3) 知的財産等の使用

受託者は、知的財産その他第三者の権利の対象となっているもの（以下「知的財産権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(4) 著作権の帰属等

本事業により得られた成果物等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（受託者以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）は、受託者に帰属するものとする。

ただし、受託者は、県が、必要な範囲で成果物等を無償で利用（編集、改変等を含む。）すること及び県が成果物等を利用する場合に著作権人格権を行使しないことにあらかじめ同意するものとする。また、受託者は、当該成果物の著作者が受託者以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(5) 秘密の保持

ア 受託者は、本事業の実施により知り得た情報を、開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用してはならない。特に、事業を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等の関係法令及び契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

イ 電子メール送信時における個人情報流出事案が頻発していることから、セミナー参加者その他関係者等に対し、電子メールによる連絡を行う場合は、宛先の設定（BCC機能による送信）、本文の内容、添付ファイルの内容等十分に留意し、個人情報の流出防止に万全を期すこと。

ウ 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。

エ 受託者は、本業務終了後も上記ア～ウを遵守するものとする。